

平素は、本市市税行政への格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産は申告制度がとられており(地方税法第383条)、毎年1月1日現在、大津市内に所有する資産について申告していただく必要があります。

つきましては、申告用紙を送付いたしますので、この手引きをよくお読みいただき、申告書を作成・提出していただきますようお願い申し上げます。

提出期限：令和8年2月2日(月)

(事務処理の都合上、なるべく1月16日までに申告をお願いいたします。)

〈申告書の提出方法及び連絡先〉

- 窓口での提出：大津市役所 本館1階 税の窓口 及び 各支所
- 郵便での提出：〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所 資産税課
※受付印を押した控えの返送を希望される方は切手を貼った返信用封筒を同封してください。
なお、控えに受付印が不要な場合は、控用の送付は不要です。提出用のみ送付してください。
※裏表紙を切り取り、封筒としてご利用いただけます(切手はご自身でご用意ください)。
- eLTAXでの提出：大津市ではeLTAXによる電子申告が可能です。
eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。
■ ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
■ TEL 0570-081459
上記の電話番号でつながらない場合：03-6745-0720
- 連絡先 電話番号：大津市役所 資産税課
TEL.077(523)1234(代表) TEL.077(528)2723(直通)
- ホームページ：<https://www.city.otsu.lg.jp/>

提出前に確認をお願いします。

- ☒ 「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄または「7 税理士等の氏名」欄に連絡先の記入はされていますか？
- ☒ 資産の増減がある場合、「種類別明細書」に必要事項を記入されていますか？
- ☒ 郵送用の封筒に切手は貼っていますか？
- ☒ 控えの返送をご希望の場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？

目次

I 償却資産のあらまし…………… 1	III 償却資産の評価について… 12
II 償却資産の申告について…… 6	IV 申告書の記入例…………… 15



1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、例えば、工場や商店などを営んでいたり、駐車場やアパート経営などの事業をされている方が、その事業のために用いている構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

ただし、漁業権・特許権・水道施設利用権・ソフトウェアのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車などは課税の対象とはなりません。

2 償却資産の業種別具体例

償却資産の申告対象となる資産を業種別に例示すると次表に掲げるとおりです。

業 種	課税対象となる主な償却資産の例
共 通	駐車場設備、受変電設備、太陽光発電設備（屋根材として設置されたものを除く。）、中央監視制御装置、舗装路面、看板、金庫、応接セット、エアコン、コピー機、パソコン、プリンター、福利厚生のための設備や施設（テニスコート、社員寮の備品等）等
飲 食 業	緑化施設（庭園、植栽等）、厨房設備、放送設備、プロパンバルク、冷凍冷蔵庫、テーブル、椅子、テレビ、レジスター等
小 売 業	陳列台、陳列ケース、日除け、自動販売機、店舗用簡易装備等
製 造 業	製造・加工・修理のための機械設備等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機等
建 設 業	大型特殊自動車、発電機、コンクリートカッター、ミキサー等
娛 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付け台、ゲーム機、両替機、ボーリング場用設備、ゴルフ場用設備、バッティング場用設備、カラオケ機器等
理・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、テレビ等
医 療・薬局業	医療機器、調剤機器、キャビネット等
ホテル・旅館業	フェンス、洗濯設備、厨房設備、放送設備、緑化施設（庭園、植栽等）、応接セット、ベッド、カーテン等
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、脱水機、プレス機、ビニール包装機、看板等
駐車場業	舗装（車止め、白線含む）、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械、ターンテーブル）、自動料金払機等
不動産貸付業	外構工事、擁壁、発電機装置、門、塀（フェンス）、緑化施設、駐車場等の舗装路面、駐車設備、屋外給排水・電気設備、自転車置場等
農 業	畦工事、水路工事、ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、精米機、草刈り機等

3 償却資産の種類別具体例

償却資産の申告対象となる主な資産を種類別に例示すると次表に掲げるとおりです。

資産の種類		細目の例示
1 構築物	(1) 構築物	舗装路面(駐車場、構内舗装等)、自転車置場、橋、軌道、貯水池、煙突、門、塀(柵、フェンス)、庭園(緑化施設)、外構、擁壁、ネオン塔、簡易物置(プレハブなど基礎のないもの)、テニスコート、ビニールハウス等 その他土地に定着する土木設備又は工作物
	(2) 建物附属設備 (償却資産の課税対象となる場合があります。)	自家用発電設備、受変電設備、屋外照明設備、中央監視制御装置、給湯設備(局所式)、業務用設備(厨房、洗濯、動力配線等)、簡易間仕切、LAN設備等 ※家屋で評価されているものは除きます。詳細は5ページ「家屋と償却資産の区分の例示」を参照してください。
	(3) 特定附帯設備	テナントが施工した資産で家屋に付合するもの。 ※詳細は4ページ「7 テナントが家屋に取り付けた附帯設備(特定附帯設備)について」を参照してください。また、申告の際は経理処理にかかわらず「1:構築物」に含めて申告してください。
2 機械及び装置		太陽光発電設備(屋根材として設置されたものを除く。)、各種機械(化学、農業、工作土木、建設、電気、印刷、その他物品の製造・加工・修理に使用する機械全般)
3 船舶		ボート、漁船、はしけ、貨物船、遊覧船等 (主たる定けい場が天津市内のもの)
4 航空機		ヘリコプター、グライダー等 (主たる定置場が天津市内のもの)
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車、荷車、運搬具、自転車等 (自動車税・軽自動車税が課されるものを除く。) ※詳細は3ページ「4 償却資産の課税対象となる車両」を参照してください。
6 工具、器具及び備品		各種工具(測定、取付、切削、鍛圧等)、各種事務用備品、OA機器(パソコン、プリンター、コピー機、ファックス等)、医療機器、棚(書棚、資料棚、商品陳列棚等)、看板、テレビ、エアコン、机、椅子、応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、ロッカー、金庫、遊具等

4 償却資産の課税対象となる車両

次の表の要件を満たす車両は**大型特殊車両に該当するため、償却資産の申告が必要です**。ナンバー登録の有無に関わらず、すべて申告してください。

また、申告は賦課期日(1月1日)時点で「主たる定置場」のある市町村に対して行うこととなります。

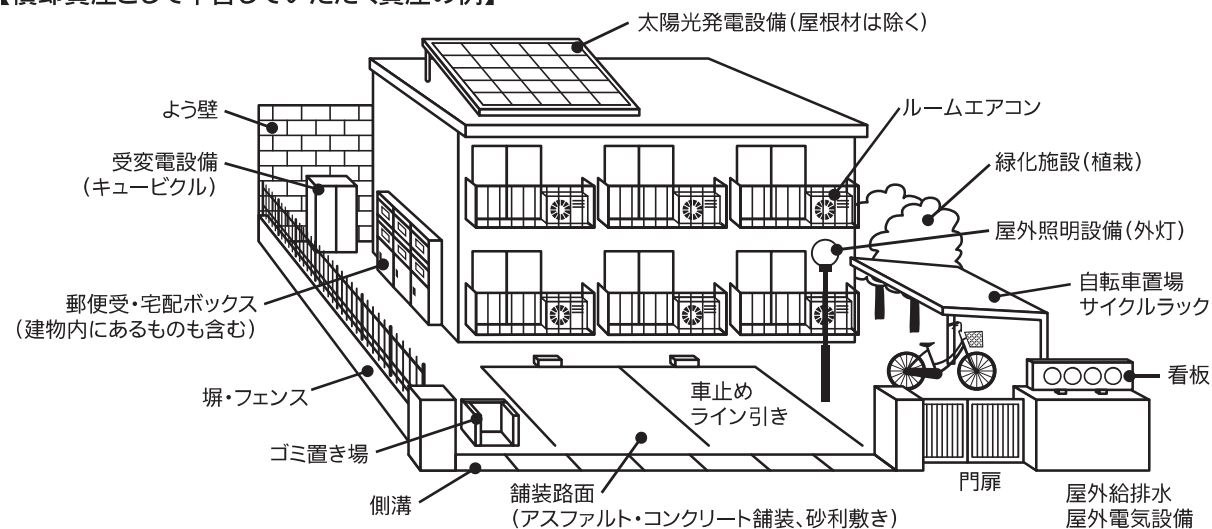
大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用 ・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1つでも該当する場合は、大型特殊自動車 です。 ①最高速度が 15km/h を超える。 ②長さが 4.7m を超える。 ③幅が 1.7m を超える。 ④高さが 2.8m を超える。
農 耕 作 業 用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業	最高速度が35km/h以上の場合は、大型特殊自動車 です。
そ の 他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車 です。

(道路運送車両法施行規則第2条別表第1より)

5 賃貸住宅の主な対象資産

賃貸住宅、貸ビル、貸店舗及び駐車場などを経営されている方は償却資産の申告が必要です。

【償却資産として申告していただく資産の例】



6 建築設備(建物附属設備)における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価を行い、家屋として区分されるものに関しては償却資産の申告対象にはなりません。ただし、下記①～④に該当する設備等については、償却資産の申告対象となります。

なお、具体的な家屋と償却資産の区分は次ページの「家屋と償却資産の区分の例示」を参照してください。

償却資産として申告の必要な設備等

① 特定の生産又は業務の用に供されるもの

- ネオンサイン、投光器、スクリーン等の家屋本来の目的とは別の用途のもの
- 工場等における機械の動力源である電気設備とその配線設備
- 冷凍倉庫等における冷凍設備
- ホテル、百貨店、病院等における顧客提供用の厨房設備、洗濯設備 等

② 独立した機械としての性格が強いもの

- 受変電設備、予備電源設備、(自家)発電設備、太陽光発電設備(屋根材として設置されたものを除く。)
- 中央監視制御装置
- 機械式駐車設備 等

③ 取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの

- ルームエアコン(壁掛型・床置型 等)
- 簡易間仕切 等

④ 屋外に設置されているもの

- 屋外に設置された電気の配線、ガスや水道の配管
- 外構(舗装路面、門、塀、擁壁 等) 等

7 テナントが家屋に取り付けた附帯設備(特定附帯設備)について

家屋所有者以外の方(以下「テナント」といいます。)がその事業の用に供するために取り付けた内装・造作及び電気・ガス・給排水等の設備のことを**特定附帯設備**といいます。特定附帯設備は地方税法第343条第10項及び大津市市税条例第57条第9項により、テナントの方が償却資産としてご申告ください。

※特定附帯設備につきましては種類を「1:構築物」に分類して申告してください。

<参考：家屋と償却資産の区分の例示>

※表の◎に該当する場合は、償却資産の申告対象になります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋所有者が 取り付けけた設備		テナントが 取り付けけた設備	
			家屋	償却 資産	家屋	償却 資産
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
	受変電設備	設備一式		◎		◎
電 気 設 備	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ (ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空 調 設 備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型・床置型等)		◎		◎
		特定の生産又は業務用設備				
		天井埋込型エアコン等	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・ 百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、 POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、 袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、 メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外 構 工 事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

※設備の構造等から区分が困難な場合は、大津市資産税課までお問い合わせください。